

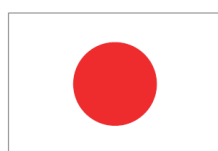
# 愛知・名古屋2026 アジアパラ競技大会

## 日本代表選手団員等の 肖像使用に関するガイドライン

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
日本パラリンピック委員会  
Ver.1.0



5th Asian Para Games  
Aichi-Nagoya 2026



Japanese Paralympic  
Committee



本ガイドラインは、愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会(以下「本大会」)に出場する、

- (1) 日本代表選手団員(以下「大会参加者」)
- (2) 競技団体
- (3) 大会参加者が勤務・所属する企業/  
在学する学校(以下「所属先」)
- (4) (1)~(3)までのそれぞれのスポンサー(パートナー)等

上記の皆さまに、日本代表選手団や本大会に関する知的財産や、アジアパラ競技大会に向けたマーケティング活動の意義を説明し、これらのマーケティング活動の権利を損なわずに、いかに大会参加者が広告・宣伝活動に出演できるかについて、説明したものです。

広告・宣伝活動を行う場合、本ガイドラインをご参照のうえ計画的に実行してください。

- P3、4 日本国内での肖像使用規制について(基本概要)
- P5 掲出時期等について
- P6 肖像使用の申請手続きについて
- P7 肖像使用の申請の流れについて
- P8 アンチ・アンブッシュの必要性
- P9 JPCオフィシャルパートナー
- P10 その他
- P11 提出及びお問合せ先

# 日本国内での肖像使用規制について(基本概要)

本大会において、日本国内で適用される肖像使用については以下の通りです。

## 1)肖像使用規制期間

2026年10月11日～ 10月26日(開会式7日前～閉会式2日後)

※本大会 開催期間:2026年10月18日～10月24日

## 2)肖像使用の基本概要

大会参加者は、自身の肖像(自身の容姿、名前、映像等)を、以下の条件のもと使用させることができる。

対象	大会参加者肖像使用
①JPCパートナー、本大会パートナー	○
②大会参加者個人スポンサー等	△ ※P4を参照・厳守
上記①②を除く営利団体	×
③非営利団体	○ ※商業色・企業色等がないもの

① JPCパートナーは、通常のアクティベーションにおける手続き同様、JPCヘアプルーバル申請と承認を得ること。本大会パートナーは、大会組織委員会に申請と承認を得ること。

② 大会参加者の個人スポンサー等の場合、P4をご確認の上、これを遵守すること等を記載したP6に記載ある「申請書類」を競技団体の事務局を通して、JPC事務局に提出及び承認を得た内容で、大会参加者が出演する広告素材等を使用できる。

### 個人スポンサー等の定義

※個人スポンサー：大会参加者に対して、物品や資金提供等により日々の活動を継続的に支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行うことができる契約を締結している企業・団体

※所属先：日常より継続的に大会参加者を支援(雇用等)している所属先(企業・団体)として、大会参加者が競技会等の出場のために、競技団体へ事前に登録をしている企業・団体

※マネジメント会社：日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

③ 非営利団体(競技団体、自治体、公共団体、教育機関、医療法人等)は、特定の条件のもと本大会や日本代表選手団に関する言及や大会参加者の肖像を非商業的な活動等に使用できる。但し、TEAM JAPANと営利団体を結び付けたり関連付けたりするような行為をしないこと。

# 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会における 日本国内での肖像使用規制について(基本概要)

大会参加者の個人スポンサー等による、本大会期間中に大会参加者の肖像(写真、名前、イメージ、スポーツパフォーマンス)を使用した商業活動、広告・宣伝活動はアンブッシュの恐れがあります。そのため、個人スポンサー等は、直近のパラリンピック競技大会同様に、肖像使用規制期間50日前の2026年8月21日(金)以前から継続的に掲出されている広告等であり、本大会や日本代表選手団等を想起やイメージさせない広告等であることとなります(詳細は以下記載)。JPCに申請された肖像使用の内容は、下記の基本条件をもとに可否が判断されます。

## ①掲出時期

2026年8月21日(金)以前から継続的に掲出されている広告素材であり、本大会の注目度が最も高まる時期を狙った広告等ではないこと。

## ②表現

本大会や本大会の日本代表選手団をイメージさせない広告内容であること。

(例)

- ・アジアパラ競技大会、あるいはTEAM JAPANをテーマとしない。
- ・アジアパラ競技大会、あるいはJPCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない。
- ・アジアパラ競技大会、あるいはTEAM JAPANを想起させない/関連付けない。
- ・商品と大会参加者の競技パフォーマンスの結び付きを創出させない等。

アジアパラ競技大会を意図していないことが明確である



大会参加者のパフォーマンスと商品に関連付けているためNG



※コピーやナレーション、選手が着用する服装、場所、シーン等の複合的な要素での判断も行う。

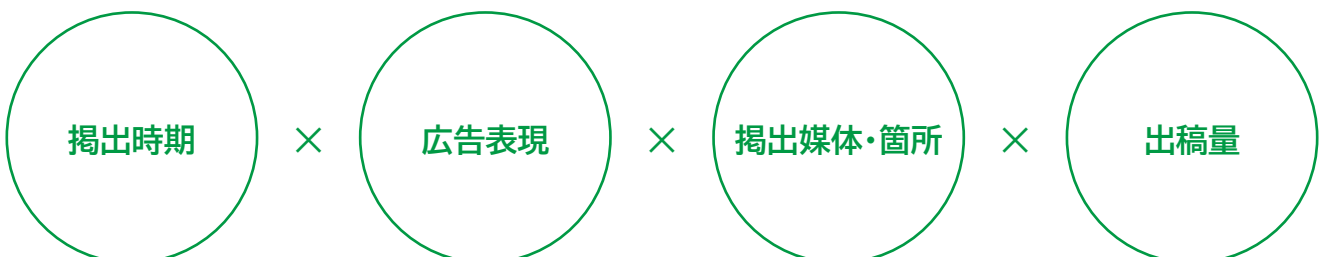
## ③掲出媒体・箇所

本大会の開催に合わせた中継番組、特集ページではないこと。

※媒体とは新聞・雑誌広告、テレビラジオCM、屋外広告、交通広告、チラシ、インターネットやSNSによる広告・宣伝等、全ての広告媒体を指す。

## ④出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと。



# 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会における 掲出時期等(肖像使用規定期間内の広告出稿)について

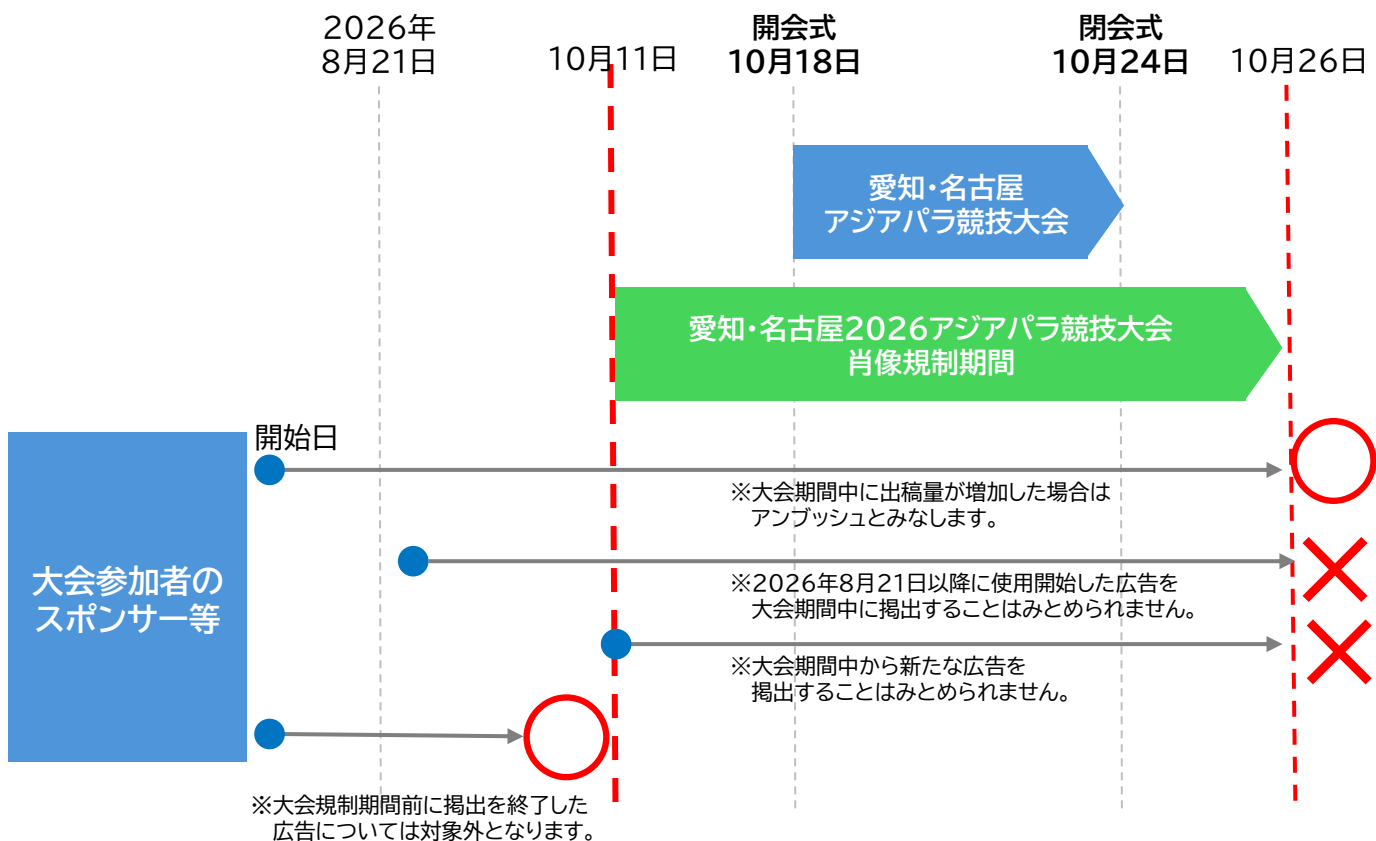


大会参加者の個人スポンサー等による本大会への注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、JPCパートナー、本大会パートナーの権利を侵害し、アンブッシュマーケティングとなるおそれがあります。そのため、本大会期間を意図的に狙ったアンブッシュマーケティング(以下「アンブッシュ」)を防止するために、個人スポンサー等は2026年8月21日以降に大会参加者の肖像を使用した新たな広告(新たなデザインや新たな企画の広告等)を、肖像規制期間内に掲出することはできません。

## 【肖像使用規制期間】

2026年10月11日～10月26日(開会式7日前～閉会式2日後)

※大会開催日:2026年10月18日～10月24日



# 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会における 肖像使用の申請手続きについて



大会参加者の個人スポンサー等が、本大会期間中に大会参加者の肖像を使用する場合は、本ガイドラインに則り、事前に申請書類を大会参加者が所属する競技団体を通じてJPCへ提出し、承認を得る必要があります。なお、提出期限までに本大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には、申請願います。

**申請締切:2026年8月21日(金)17:00まで**

**※新規広告の場合も早めに申請をして下さい。「締切後の申請は受付できません。」**

※審査・修正依頼等に時間を要する場合があります。

※申請内容がアンブッシュに該当すると判断された場合は、内容を修正・変更又は取り下げにご協力いただくこととなります。時間に余裕を持って申請してください。

※審査をする上で、記載内容が不十分な書類は受理できません。

▼広告・宣伝出演申請  
(見本)

▼広告・宣伝出演等に  
関する誓約書(見本)

**申請書類:以下①～③**

- ①広告・宣伝出演申請書
- ②広告・宣伝出演等に関する誓約書
- ③広告・宣伝内容の企画書(添付書類として提出する場合)

※申請様式は競技団体等に配布、JPC公式サイトに掲出

**申請方法:**

大会参加者またはその代理人が競技団体を通じて  
電子データにてJPCへメール申請

**申請先:**

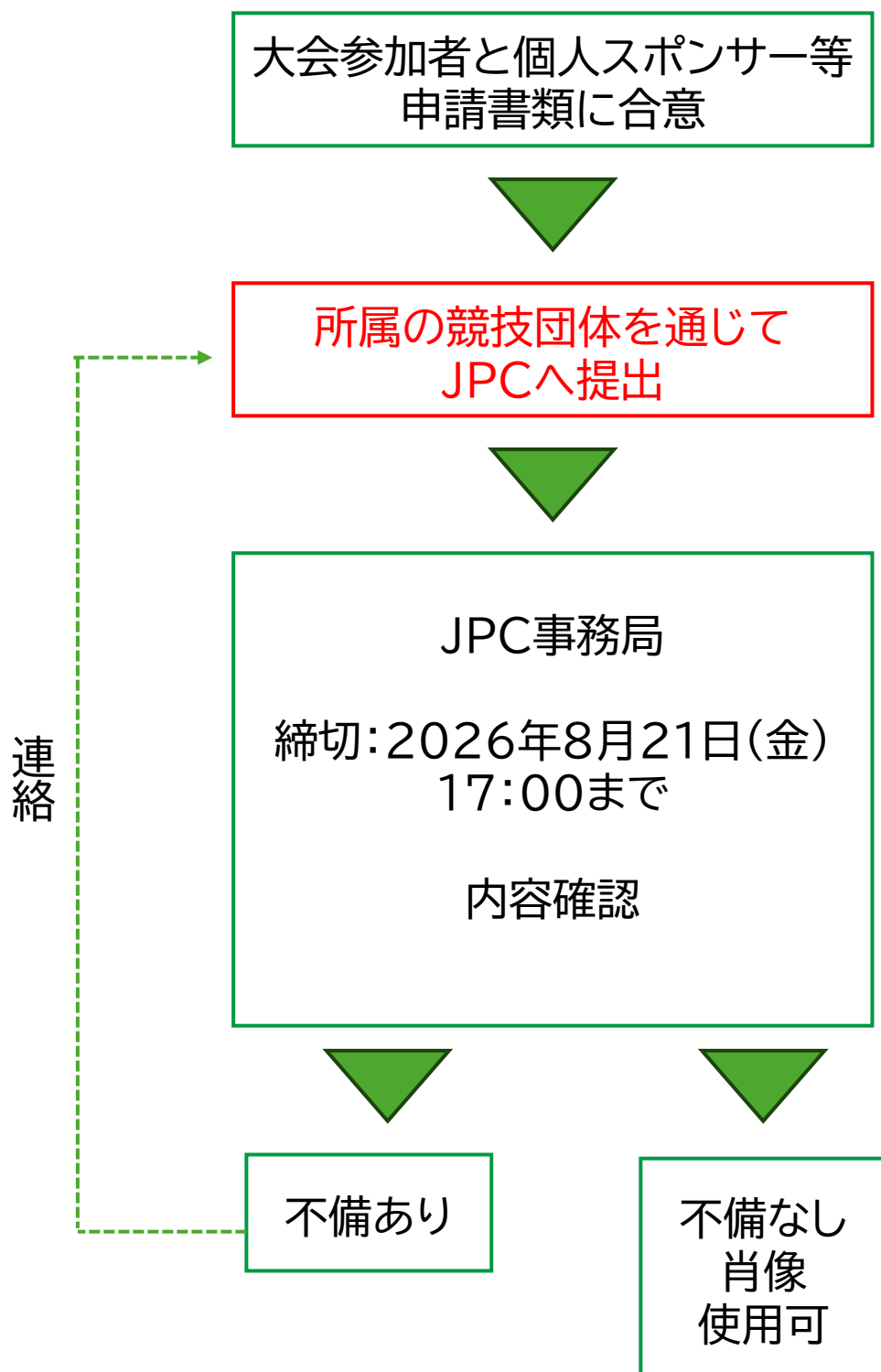
公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC) 企画広報担当 宛

E-mail : [jpsa-kikaku@parasports.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@parasports.or.jp)

# 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会における 肖像使用の申請の流れについて



JPC事務局が申請書類を確認し、不備がなければ個人スポンサー等の肖像使用が可能となります。申請受付日から2週間程度を目途に、JPCから承認可否をご連絡いたします。



アジアパラ競技大会の準備・運営には、多額の財源が必要です。この財源を確保するために、日本代表選手団やアジアパラ競技大会の知的財産を使ったマーケティング活動が行われています。

**このため、日本代表選手団やアジアパラ競技大会の知的財産の権利を保護し、無断使用、不正使用、流用等のアンブッシュマーケティングを防止することが必要です。**  
**(=アンチ・アンブッシュ)**

日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」)は、国際パラリンピック委員会(以下「IPC」)から、IPCの独占的な所有物であるパラリンピックの知的財産(以下、総称して「パラリンピックに関する知的財産」という)の日本国内における運営・管理を任せ、JPCパートナー制度の導入により財源確保のためのマーケティング活動を行っています。この多額の協賛金の対価として、JPCパートナーには、パラリンピックやアジアパラ競技大会の日本代表選手団をテーマとした宣伝活動を行う権利が認められています。

一方で、これらのパラリンピックやアジアパラ競技大会に関する知的財産を無断使用、不正使用ないし流用することは、IPC及びJPCの権利を侵害するばかりでなく、パートナー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。このため、これらの知的財産を保護し、アンブッシュを防止することが必要となります。

なお、アジアパラ競技大会固有の知的財産は、(公財)愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が管理しています。

# JPCオフィシャルパートナー



2026年6月現在

## 国内競技団体(NF)による事業

国内競技団体(NF)は大会期間中、イベントやプロモーションに大会参加者の肖像を使用することができます。ただし、本大会の日本代表選手団をテーマとするイベント・PRは禁じられています。

## 大会参加者に関わる製作物

非営利団体であっても知的財産を使用したグッズ製作はできません。

## 国内競技団体(NF)及び大会参加者による個人スポンサー等の紹介

知的財産を使った紹介はできません。

本大会以外の競技大会における日本代表に関する表現は、本大会と混同されないように、大会名などを明記してください。

## 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会のブランド保護ガイドライン

[https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/intellectual/brand\\_protection\\_2.pdf](https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/intellectual/brand_protection_2.pdf)

## 申請書類の提出及び問い合わせ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
日本パラリンピック委員会(JPC) 企画広報担当 宛

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6

E-mail: [jpsa-kikaku@parasports.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@parasports.or.jp)